

平成27年1月改正後の難病医療費助成(難病助成^{〔難病・難病〕})・小児慢性疾患医療費助成(小慢)と

障 心身障害者医療費助成制度(マル障)	法別番号 80
親 ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)	法別番号 81
乳 乳幼児医療費助成制度(マル乳)	法別番号 88
子 義務教育就学児医療費助成制度(マル子)	法別番号 88

との併用(3併)について

(平成27年1月 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課)

難病助成・小慢(第1公費)との併用におけるマル障・マル親・マル乳・マル子(第2公費)の助成方法は次のとおりとなります。

(1) 一部負担金の徴収方法(難病助成・小慢とマル障課税者 80136*・マル親課税者 81136***)**

難病助成・小慢で一部負担額が発生する場合に、マル障・マル親が助成し、総点数の1割(ただし、当該受診の難病助成・小慢上限まで)が窓口での自己負担となります。

従前は難病助成・小慢の自己負担上限額に月の累計で達するまで1割を徴収(難病助成・小慢の一部負担額が発生しない場合でも徴収)していましたが、改正後は受診ごと難病助成・小慢の一部負担額まで1割を徴収し、難病助成・小慢の一部負担額が発生しない場合は徴収しません(累計での徴収はしません)。

■医療保険一部負担3割、難病助成・小慢上限額5,000円、マル障・親一部負担1割の場合

難病助成・小慢の一部負担額をマル障・マル親が助成(総点数の1割(当該受診の難病・小慢上限まで)は自己負担)

診療	総点数	医療保険		難病助成・小慢		マル障課税・マル親課税		
		保険給付	一部負担	助成	一部負担	助成	一部負担	考え方
1日目	2,200点	15,400円	6,600円	2,200円	4,400円	2,200円	2,200円	1割負担
2日目	1,000点	7,000円	3,000円	2,400円	600円	0円	600円	1割のうち難病上限まで
3日目	2,000点	14,000円	6,000円	6,000円	0円	0円	0円	
4日目	5,000点	35,000円	15,000円	15,000円	0円	0円	0円	
合計	10,200点	71,400円	30,600円	25,600円	5,000円	2,200円	2,800円	

難病助成・小慢自己負担上限額管理票にはこの金額を記載

実際の窓口徴収額

(2) 入院時食事療養標準負担額の取扱い(難病助成・小慢とマル障・マル親・マル乳・マル子)

難病助成・小慢は医療費の一部負担額と入院時食事療養標準負担額を区分して助成(小慢経過措置は全額助成、難病経過措置・小慢本則は2分の1助成、難病本則は助成なし)するため、マル障・マル親・マル乳・マル子は難病助成・小慢の医療費の一部負担額(上限額管理する負担部分)を助成対象とし(入院時食事療養標準負担額は助成対象外です)。

従前は難病助成・小慢の一部負担額から食事療養標準負担額の相当額を控除して助成していましたが改正後は医療費部分(上限額管理する負担部分)に含まれていないため控除しません(入院時食事療養標準負担額は上限額管理する負担部分と別に助成又は徴収します)。(マル障は従前からこの取扱いです。)

医療費	難病・小慢助成	難病助成・小慢の一部負担額 2割(限度額まで)	マル乳等助成 (マル障・親課税は1割自己負担)
食事療養費	食事療養標準負担額	難病助成・小慢において 助成又は自己負担	

上記の件の詳細につきましては、下記ホームページをご参照ください。

東京都福祉保健局トップ⇒分野からのご案内「医療・保健」⇒医療助成

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/josei/index.html>

【担当】東京都福祉保健局保健政策部医療助成課助成係

電話(マル障担当)03-5320-4571 (マル親乳子担当)03-5320-4282